

ペット共生時代

分譲マンション

分譲マンションでペットと暮らすことの是非をめくり、折り合いをつける試みが徐々に広がっている。「犬や猫は迷惑をかけるからだめ」と反対意見も根強いなかで、飼育を最初から認めるマンションがお目見えしたり、新たなルールづくりを始めた、さまざまな動きが出ている。

ルール作り進む



マンションでもペット飼育が認められている六甲アイランドの住宅街。飼い犬を連れて話がはずむ住民。神戸市東灘区向洋町中五丁目

3匹以内・一代限り…マナー教室も

理者に申請すればよい。

ここには、ペットルームやぐり戸付きドアを備えた住戸はかなりの「ペット棟」も二棟三十九戸あり、一戸で三匹まで飼える。

「廊下では抱きかかえ、

散歩の際に排便の始末をきちんとし、鳴き声に注意するなどのルールを守れば、トラブルの心配はありませぬ」。管理組合理事長を二年務めた伊藤さんは自信を深める。

〈一代限り〉

大阪府住宅供給公社が七七年に分譲した茨木市の茨木上穂積住宅。五階建て五棟のうち四、五棟の九十五戸でつくる同住宅第一管理

組合が昨年十一月、あいまいだった規約の解釈を厳密にする基本方針を定めた。同住宅の管理規約禁止事

項には「他の居住者に対し

て迷惑または危害を及ぼすおそれのある動物を飼育すること」とある。犬や猫を飼う人は後を絶たなかったが、際立った苦情が出ず問題にならなかった。

〈マナー教室〉

日本動物愛護協会、日本動物保護管理協会など十一

団体は昨年七月、「集合住宅における動物飼育を考える協議会」を設けた。マンションのペット飼育に寛容な動きの一つだ。「動物の住めない社会をつくってはいけない」と、シンポジウムを主催したり、人と犬のマナー教室を開いたりPRに努めている。

建築学者や弁護士らでつくる日本マンション学会（水本浩会長）も四月の第二回総会でペット問題を取り上げ、裁判例をまじえたパネルディスカッションを計画している。

〈4分の2〉

神戸市沖の六甲アイランドに広がる住宅地。現在約三千戸に一人ほどが暮ら

す。高層マンション十二階に住む会社役員伊藤昭次さん一家のペットはマルチーズの雄犬一匹。この人

工島では集合住宅はすべてペットが認められている。「前の公団賃貸住宅はペット禁止で肩身が狭かつ

た。ここを知ってすぐ申し込みました。四十六倍の競争率でした」とにこやかに

ペット飼育細則によると、飼育希望者は、壁で接する上下左右四戸のうち二戸の同意書などを添えて管